

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年10月23日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒063-8612 札幌市西区琴似2条7丁目
札幌市西区市民部総務企画課庶務係（電話：011-641-6921）
メールアドレス：nishi_shomu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称（計4件）

- ア 西区役所構内等除排雪業務
- イ 八軒まちづくりセンター等駐車場除排雪業務
- ウ 西町まちづくりセンター等及び西野まちづくりセンター等駐車場除排雪業務
- エ 八軒中央まちづくりセンター等及びはっさむ地区センター駐車場除排雪業務

(2) 調達案件の仕様、履行場所等

入札説明書による。

(3) 履行期間

上記(1)に掲げる案件については、いずれも契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(4) 入札方法

タイヤショベル（1.4～2.0^m）（運転手を含む）の1時間当たりの単価で行う。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) その他

契約はタイヤショベル（1.4～2.0^m）、ダンプトラック（10tクラス）、バックホウ（0.45^m）（以下「各使用機種」という。）及び普通作業員の1時間及び10分間当たりの単価契約とする。※バックホウ（0.45^m）は上記2(1)アの案件のみ該当。

ダンプトラック（10tクラス）、バックホウ（0.45^m）及び普通作業員の1時間当たりの単価は、下記の方法により算出した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

- | | | | |
|------------------------------------|---------|---|-------|
| ・ダンプトラック（10tクラス）（運転手を含む） | 入札書記載金額 | × | 0.625 |
| ・バックホウ（0.45 ^m ）（運転手を含む） | 入札書記載金額 | × | 0.630 |
| ・普通作業員 | 入札書記載金額 | × | 0.139 |

また、各使用機種及び普通作業員の10分間当たりの単価は、1時間当たりの単価に6分の1を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

てるものとする。)とし、当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とする。

なお、1か月毎に集計した作業実施時間の合計に10分未満の端数が生じたときは、請求金額の計算時にこれを切り捨てるものとする。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8~11年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)(以下「入札参加資格者名簿」という。)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「除雪サービス業」に登録されている者、または、令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が大分類「道路維持除雪」、中分類「道路維持除雪業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 入札告示日を起点とした過去5年間において、本市又は他の官公庁の施設における除排雪業務の履行実績を有していること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。なお、契約条項及び入札説明書は下記URLのホームページからダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/nishi/keiyaku/ippan.html>
- (2) 入札書の提出期限
封印した入札書を、次に掲げる提出期限までに、上記1あてに持参又は送付により提出しなければならない。
令和8年11月6日(金) 12時00分(送付の場合は必着のこと。)
- (3) 開札の日時及び場所
ア 開札日時：上記2(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。
 - ・アの案件 令和8年11月9日(月) 13時30分
 - ・イの案件 令和8年11月9日(月) 13時35分
 - ・ウの案件 令和8年11月9日(月) 13時40分
 - ・エの案件 令和8年11月9日(月) 13時45分上記開札時間は、あくまでも想定時間であり、状況によっては時間を繰上げて開札を行う場合がある。
- イ 開札場所：上記2(1)の案件すべて次のとおりとする。
札幌市西区役所4階 第3会議室(札幌市西区琴似2条7丁目)

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に反する入札は無効とする。

6 落札者の決定

(1) 最低制限価格の設定 無

(2) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する（事後審査方式）。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に上記1の契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出ること。

なお、差出人アドレスは入札参加資格者名簿に登録されている見積依頼用メールアドレスを使用すること。

指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者の入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

7 契約締結

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、仕様書で示した予定数量に各契約単価を乗じて得た金額の総額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

8 その他

詳細は入札説明書による。